

地籍調査のお知らせ!!

平成29年度は、下記の対象地区で地籍調査業務を行います。
地籍調査に従事する業者は、腕章を着用し、身分証明書も携帯しておりますので、ご理解、ご協力ください。



1. 現地調査の立会

- (1) 対象地区 恵比須浜・恵比須浜字田井
- (2) 作業期間 平成29年6月～平成30年2月(予定)

現地調査の立会までに地元説明会も予定しています。

土地所有者の皆様には、個別に案内通知を送付いたします。



※公図などの資料をもとに
隣接する土地所有者と立会していただき、

両者合意の上で
確認した境界に杭を設置します。

ひっかい
地籍調査は、筆界を確認する調査です。

筆界と所有権界(占有界)について

土地の境界は、大きく分けて、筆界と所有権界(占有界)の2種類に分類されます。

筆界は、公法上の境界であり、所有権界(占有界)は、私法上の境界です。

筆界は、法律(不動産登記法)に基づく公的な境界です。

所有権界(占有界)は、土地の所有権(占有)の範囲を画する私的な境界です。

— 地籍調査! (あなたの土地を再確認) 子や孫に ^く悔い を残さず ^{くい}杭 残そう! —

地籍調査を順調に進めていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

役場建設課 地籍調査担当 ☎77-3618

